

行財政改革推進委員会からの「行政経営プログラム(仮称)」案に対する意見について

「行政経営プログラム(仮称)」案について、行財政改革推進委員会の各委員に書面でご意見を伺い、その内容についてご了承いただくとともに、下記のご意見をいただきました。

番号	意見の内容(概要)	左記に対する考え方
1	基本理念のサブタイトルについて「『質』に力点を置いた(中略)質の高い」という表現は、一文に『質』が2回も出てくるので、あまり良いとは思えない。もっとスッキリした言い回しにできないか。	行政経営プログラムのポイントは、改革の力点をこれまでの行財政改革大綱が重視してきた「量」から「質」に移行させたことにあります。他方、当該プログラムの目指すところは「より質の高い行政サービスの提供」であります。この2点を明確にする必要から、「質」の文言の重複は避けられないと考えております。
2	「県政情報提供の充実」について、以前よりSNSの活用について意見していたので、前向きに取り組まれることを評価する。県民にわかりやすい情報提供をお願いします。	ガイドラインを策定しSNSを活用した広報広聴活動の基本的なルールを定めるとともに、ホームページ上にて手軽にSNSにアクセスできる機能を付加するなど、県民の皆様にわかりやすい情報提供に努めてまいります。
3	「県央土木総合事務所の移転」について、県央農林総合事務所その他の施設との合築の検討とあるが、県内各地の農林事務所の集約・統合を併せて検討してはどうか。	現行の行財政改革大綱2011においても、「県の業務執行体制の見直し」の一環として、小規模事務所で実施していた農家に対する経営指導業務を、業務の効率化と専門的な業務執行を可能にする観点から大規模事務所に集約する一方で、農業改良普及業務といった地域に密着した業務は引き続き小規模事務所でも実施することとし、大規模事務所と小規模事務所の役割分担を明確化したところです。 出先機関のあり方については、業務の合理化・効率化の観点のみならず、県民の利便性や行政サービスの水準確保の点にも十分配慮し検討する必要があると考えております。
4	「指定管理者制度の運用見直し」について、5年に指定期間を延長することを評価する。ただし、その場合もモニタリングをきちんと行う必要があると考える。	指定期間を5年に延長することによって指定管理者の責任も大きくなることから、他県の取り組みを参考にして、その検証方法のあり方を検討してまいります。